Ⅲ　訪問看護ステーション重要事項説明書

１．　当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話　　８６８－５７１８
担当　　訪問看護相談窓口　担当　持田　恵

※ ご不明な点は、いつでもお尋ねください。

２．　外旭川訪問看護サービスの概要

（1）サービス事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業者名	医療法人　惇慧会
所在地	秋田市外旭川字三後田１４２
法人種別	医療法人
代表者名	穂積　憲
事業所名	医療法人惇慧会 外旭川訪問看護ステーション
所在地	秋田市外旭川字中谷地４６
介護保険指定番号	訪問看護　（秋田県０５６０１９０２４１号）
ｻｰﾋﾞｽを提供する地域	秋田市（旧河辺町，雄和町を除く）

（2）同事業者の職員体制

従業員の職種	常　　勤	非　常　勤	資　　格
管理者	1		看護師
訪問看護師	5（1）		看護師
理学療法士 作業療法士	3		

（　）内は兼務

（3）営業日及び営業時間

営業日	毎週日曜日から土曜日まで（３６５日訪問いたします）
営業時間	午前９時から午後５時まで 但し，緊急時訪問看護体制，２４時間連絡体制をとっておりますので時間外も対応いたします。

※　緊急連絡電話　８６８－５７１８　または　８６８－５７１７

３．　サービス内容

（１）病状の観察・・・・・・・・・血圧・呼吸・脈拍などの測定
（２）日常生活の看護・・・・・・・洗髪清拭や入浴のお世話　食事の指導
　　排泄の世話　床ずれの予防　環境の整備
（３）在宅リハビリテーション・・体位変換・関節の運動　日常生活動作の訓練
　　（食事・排泄・移動・入浴・歩行）
（４）治療のための看護・・・・・床ずれなどの処置
　　尿の管を入れている方や栄養補給のために管を
　　入れている方の管理とアドバイスなど
（５）認知症の看護・・・・・・・認知症の予防とケア
（６）介護相談・・・・・・・・・・家族の支援　介護者の健康管理　介護・日常生活
　　に関する相談　日常生活用具の相談
（７）終末期の看護・・・・・・・症状の緩和など
（８）リハビリテーション・・・・理学療法士・作業療法士による運動療法
（９）栄養相談・・・・・・・・・・食事，栄養，献立の指導

※　理学療法士・作業療法士による訪問は，その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションであり，看護職員の代わりに訪問しているという位置づけになっていることについてご了承，ご同意の上ご利用願います。

４．　利用料金

（１）利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は，毎年発行される介護負担割合証に基づく割合の金額となります。但し介護保険の給付範囲を超えたサービス利用は，全額自己負担となります。

【基本料金】

区　　分	介護基本 利用料(10 割)	予防基本 利用料(10 割)	利用者負担額(1 割)　介護･予防 ＋サービス提供体制 加算
訪問看護　(20 分未	3,140 円	3,030 円	314 円・303 円+3

満）			
〃　（30 分未満）	4,710 円	4,510 円	471 円・451 円＋3
〃　（60 分未満）	8,230 円	7,940 円	823 円・794 円＋3
〃　（90 分未満）	11,280 円	10,900 円	1,128 円・1,090 円+3
〃　（ﾘﾊﾋﾞﾘ 20 分以上）	2,940 円	2,840 円	294 円・284 円＋3
〃　（ﾘﾊﾋﾞﾘ 40 分以上）	5,880 円	5,680 円	588 円・568 円＋6
〃　（ﾘﾊﾋﾞﾘ 60 分以上）	7,950 円	4,260 円	795 円・426 円＋9

※　定期巡回・随時対応訪問介護事業所と連携する場合　2,961 単位／月

※　准看護師については 100 分の 90 で算定。

※　早朝・夜間は所定点数の 25%，深夜は所定点数の 50%の加算。

加算料金：緊急時訪問看護加算　600 単位(600 円)

特別管理加算　　250 単位または 500 単位(250 円･500 円)

サービス提供体制強化加算 3 単位

（２）　交通費

前記２の（１）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は，交通費をいただく場合があります。

（３）　キャンセル料

できるだけご利用の前前日までにご連絡ください。キャンセル料はいただきません。但し，ご連絡のないキャンセルを重ねられた場合は，この限りではございません。

（４）　その他

①　利用者の住まいで，サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気等の費用は，お客様の負担となります。

②　料金のお支払い方法

毎月１５日頃までに前月分の請求をいたします。お支払いいただきますと領収証を発行します。

お支払い方法は，自動口座引き落とし（郵便局），現金，振込み等から選べます。

５． サービスの利用方法

（１） サービスの利用開始

まずは，電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。訪問看護計画作成と同時に契約を締結したのち，サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合には，事前に介護支援専門員とご相談してください。

（２） サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の１週間前までにお申し出下さればいつでも解約できます。

② 自動終了

以下の場合は，双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

・ 利用者が介護保険施設に入所した場合。
・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が，非該当（自立）と認定された場合。
・ 利用者がお亡くなりになった場合。

③ その他

・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを３ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう

催告したにもかかわらず１０日以内に支払わない場合，または利用者やご家族などが当事業所や当事業所の訪問看護師に対して，本契約を継続しがたいほどの常識を逸脱する行為をなし，改善の見込みがないときは文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。但し，このような場合には，利用者の心身の状況やその置かれている状況をふまえ，介護支援専門員や市町村への連絡やその後のサービス確認等の必要な援助を行います。

６． 当事業所の訪問看護サービスの特徴等

（１） 運営の方針

・ 訪問看護の提供により，利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に

応じ自立した日常生活を送れるよう療養生活を支援し，その心身機能の維持回復を図り生活状態の向上に寄与するよう努めます。

・　利用者の意志及び人格を尊重し，適時適切な訪問看護が提供できるよう心掛けます。

・　利用者の心身の状況や環境などに応じて，秋田市サービス調整チーム，在宅介護支援センター等を活用するとともに保健・医療・福祉・介護サービスを提供する事業者との密接な連携を保ち，総合的なサービスの提供に努めます。

7．　緊急時の対応方法

・サービスの提供中に容態の変化があった場合は，事前の打ち合わせにより，主治医・救急隊・家族・居宅介護支援事業者等へ連絡を致します。

主治医	氏名	
	連絡先	TEL
御家族	連絡先①	氏名
		住所
		電話
	連絡先②	氏名
		住所
		電話

・サービスの提供中に天災・その他の災害が発生したときは、利用者の避難等を適切に行います。

８．サービス内容に対する苦情

（１） 当事業所　相談・苦情担当

当事業所の訪問看護に関するご相談･苦情及び訪問看護サービスに基づいて提供し

ている各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

外旭川訪問看護ステーション相談窓口　　担当：　持田

℡　０１８－８６８－５７１８

（２） 当事業所以外に，市町村の相談・苦情窓口を利用できます。

・秋田市

担当　　介護保険課

℡　０１８－８８８－５６７２

・その他

秋田県国民健康保険団体連合会

℡　０１８－８６２－６８６４

９．事業者の概要

名 称	医療法人　惇慧会
代表者	理事長　　穂積　憲
所在地・電話番号	秋田市外旭川字三後田１４２ ０１８－８６８－５５１１

定款に定めた事業

・外旭川病院
・外旭川サテライトクリニック
・外旭川介護支援センター
・新屋地域包括支援センターエンデバー
・認知症対応型共同生活介護施設サラ、エン
・外旭川地域包括センターコネクト

・勝平地域包括センターシンシア